

## 意見書第1号

### 関西広域連合へ近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿地方環境事務所 の移管を求める意見書

国と地方の二重行政を解消し、複雑・多様化する地域・住民のニーズに柔軟に対応していくためには、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるという「補完性の原則」の下、国と地方の役割分担をゼロベースから見直し、事務・権限を地方自治体に移譲することなどによる抜本的な改革が求められている。

こうした中、政府においては、昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「国の出先機関の原則廃止」を宣言するとともに、昨年末に閣議決定された「アクション・プラン」においても、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を推進することとされた。

また、先月開催された第12回地域主権戦略会議では、「国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）」や「今後の検討スケジュール」が示されたところであり、今後、所要の法・制度の整備が強力に進められるものと期待される。

関西広域連合では、こうした政府の動きと軌を一にして、7省12系統の出先機関の移管を前提に、まず近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿地方環境事務所の丸ごと移管を求めていくことを決定し、プロジェクトチームを設置して移管に向けた具体的な調査や課題の整理を進めているところである。

関西広域連合議会としても、国の出先機関の移管に際しては、議会に求められる機能について、自ら拡充・強化していく覚悟である。

しかるに、最近になってこれら三機関の関係省庁からは、「移管をすれば、東日本大震災のような緊急事態に対応できなくなるのではないか」、「国民の宝である国立公園を地方に移管することが、国民全体のためになるのか」など、政府の方針に反するかのよう意見が出されている。

そこで、関西広域連合が求める三機関の移管は、政府が進める地域主権改革の柱である「出先機関の原則廃止」に向けた最初の一步であり、政府に対し、丸ごと移管の早期実現に向け、果敢な行動をとるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年8月19日

関西広域連合議会